

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月12日(金)
午前10時～午前10時41分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 菊地 忍 副委員長 二階堂 充
委員 寺嶋 雅子 委員 大久保主計
委員 吉田 良 委員 郷内良治
委員 大泉 徳子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 企画部長 小平 英俊
出席をした 企画部次長兼 浅野 美保子
者の職氏名 市民協働課長 針 生 大 輔
政策企画課長 阿 部 克 法
AIシステム推進課長 佐 藤 理 恵
市民協働課長補佐
兼男女共同・ 市民生活係長 八 卷 里 香
市民協働課主幹兼 市民協働推進係長
AIシステム推進課長 鈴木 智 弥
補佐兼システム 管理係長
- < 消防本部 >
消 防 長 星 有 二
予 防 課 長 小 関 寿 伸

予 防 課 長 補 佐 兼 角 張 邦 博
建 築 設 備 係 長

6 事務局職員 事 務 局 長 綱 川 宏 一
次長兼議会総務係長 川 上 真理子
主 査 石 田 ゆ い

7 付議事件

- (1) 議案第 97号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正す
る条例
- (2) 議案第102号 名取市火災予防条例の一部を改正する
条例
- (3) 議案第103号 財産の取得について

午前10時 開会

○委員長（菊地 忍） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、企画部長、消防長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第97号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 住登外についてです。

例えば、本市にいた高齢者の方が市外の高齢者施設へ入った場合は、被保険者資格は介護長寿課で担当して、付番していると思います。その方が市内に同じように不動産を持っていた場合は、これは固定資産税の課税のために税務課で付番をするということで、このような住登外者は担当部署ごとに付番しており、その総数がこの間の本会議の答弁では約16万件というふうに記憶しています。固定資産税や介護保険のほかに、いわゆる住登外の事務を行っている件数の多い具体的な事例を幾つか、多い順番でもいいのでお知らせください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、システム管理係長。

○AIシステム推進課システム管理係長（鈴木智弥） 今のようなケースの場合、もともと市民であった方が市外に転出するということですが、市民だった時点の宛名番号というものがありません。その宛名番号をそのまま引き継いでいくような形になって、住登外者宛名番号という形に置き換えるということになります。数字の羅列の番号そのものは変わらずそのまま引き継ぐという形になりますので、その時点で住登外者宛名番号というものが増えるということではありません。今御質疑いただいている中身ですが、具体的にそれぞれの業務におい

ての件数までは把握しておりません。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 本会議で、16万111件という総数が答弁されています。では、その数字の根拠というのは、各業務の件数を合わせたものなのでしょうか。それともどこか別の件数なのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、システム管理係長。

○A Iシステム推進課システム管理係長（鈴木智弥） 今お伝えいただきました16万111件ですが、これに関しては全てを合わせた件数であって、業務によって重複しているものもありますので、そこまでの把握には至っておりません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 先日の住登外の件数約16万件という話でしたが、こちらの既に利用されていないもの、過去に使用されていた登録者がいらっしゃるかと思いますが、こちらについても個人番号が入るようなことになるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、A Iシステム推進課長。

○A Iシステム推進課長（阿部克法） 16万111件の住登外者の登録があるということになっておりますが、この方たち全てに個人番号を振り分けるということではなくて、現状のシステムの中に個人番号の欄が設けられるだけということになります。そこの欄について、例えば住基ネットなどから積極的に調査をして埋めて個人番号を使用するということではありませんので、この16万111件の住登外者全てにおいて個人番号が登録されるということではございません。

○委員長（菊地 忍） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） ということは、窓口などで提示されたものを入力するというようなイメージで、照会などを行うものではないということでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、A Iシステム推進課長。

○A Iシステム推進課長（阿部克法） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計）　今回は住登外者宛名番号管理機能というものを使って、例えば住登外のAさんが幾つか件数があったとすれば、それを統一して、Aさんの番号を1つに整理すると理解してしまったのですが、そういう理解でよいのでしょうか。また、その管理機能というところで統合するときに、例えば同姓同名の方などがいたりする場合もあるでしょうから、何をもって個人を特定して統合していくのか、その辺、お伺いします。

○委員長（菊地 忍）　答弁、システム管理係長。

○A Iシステム推進課システム管理係長（鈴木智弥）　まず、前段の部分に関しては、委員御指摘のとおり、統合していくようなイメージを持っております。それから、それをどういう形で統合していくかというところですが、そこに関しましては、いわゆる4情報と言われる、氏名、住所、性別、生年月日、このあたりを突合した上で特定していくという形で運用を行うところです。

○委員長（菊地 忍）　大久保主計委員。

○委員（大久保主計）　そういうふうにして個人を特定して統合して、それは新たに付番するかもしれませんが、整理して付番をするといったことだと理解しました。

本会議では、業務への影響については、事実上影響はないという答弁でしたが、その本意をちょっと理解しかねました。いわゆる事務の効率化や情報の共有の向上ということで条例を改正して、そういう住登外者宛名番号管理機能というものを取り入れたと思うのですが、業務上何も影響がないというこの本意というか、意味について再度お伺いいたします。

○委員長（菊地 忍）　答弁、A Iシステム推進課長。

○A Iシステム推進課長（阿部克法）　住登外の方々についての情報連携につきましては、個人番号を使っているのではなくて、あくまでも住登外者宛名番号によって個人を特定してそれに関わる業務を行っているということになります。

今回の条例改正は、この住登外者宛名番号の中に個人番号が枠として実装されるということなので、それに基づいて独自利用の条例が必要ということで国から通知が来ましたので、それに基づいて条例改正ということになりました。実際の業務においては個人番号を使うのではなくて、住登外者宛名番号の中で

業務を行っているということになりますので、この条例を改正したからといって業務が何か変わるかという、特に実務上変わりはないということになります。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 今回の付番は固定資産税の課税などに関わってくるという説明を受けましたが、ほかに関わってくる業務というのはあるのか教えてください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、システム管理係長。

○A Iシステム推進課システム管理係長（鈴木智弥） 住登外者宛名番号自体はほかの業務にも使われておりまして、例えば、税務課関係では個人住民税、法人住民税、軽自動車税、また、こども支援課関係では児童手当など、多岐にわたっております。実際のところ、30程度の業務に関わるものが挙げられます。

○委員長（菊地 忍） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 私も数字上理解できていないところがありまして、先ほど16万111件という数字が出てきました。使われていない方を除くと14万102件という数字も本会議の答弁の中でいただいています。その説明をもう一度お願いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、A Iシステム推進課長。

○A Iシステム推進課長（阿部克法） 16万111件とは、データ上で住登外者宛名として使われている件数のことです。

そのうち住登外者の中でも住民の死亡によるもの、あとは職権消除されたものの件数が2万9件あります。実際に死亡してすぐ使われなくなるかと言われますと、すぐではない可能性もありますが、実際にもう死亡されている、職権消除になっている件数が2万9件ほどあり、それを除くと14万102件が住登外者宛名番号として存在しているということになります。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号 名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 今でも火を扱う行事や業務を行う場合に、消防本部に届出を行っていらっしゃると思うのですが、今回、たき火の記載について影響を受けるのがどのような場合なのか、一般家庭での焼き芋などキャンプ用のたき火台を使ったようなものに関しても届出が必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 届出に関しては、市内全域でたき火等、また火入れ等を行う場合、お願いしているものです。

対象については、たき火、農業残渣、それから宗教的な火入れ等に該当するものです。

○委員長（菊地 忍） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 今の御説明だとたき火は入っているので、御家庭のものが入るのかどうかというところが分からなかったところではありますが、この改正によって、大体年間どのくらい届出が増えるの見込んでいるのかお伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 火災と紛らわしいということで、今までも届出をい

ただいているところなので、今回条例改正になったからといって特段増えるものとは捉えておりません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 今のところで、農業残渣という答弁があったのですが、何が農業残渣なのか教えてください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 農業において出荷されるときに出荷できないもの、廃棄されるものなどを残渣と捉えておりますが、今回、たき火に該当するところでは、例えば米のもみ殻やわらの焼却、そういうものが農業残渣というところでたき火に該当すると捉えております。

○委員長（菊地 忍） 郷内良治委員。

○委員（郷内良治） これまで、秋口になると稲刈りのわらなどを燃やしているわけですが、やはり今後はそういうわら燃やし、あるいはもみ殻というのは、いわゆる燠炭と言って、肥料や土壌改良に使ったりして燃やしている場合があります。そういうものも、これからは消防本部に届出をしなくてはならなくなるのか、その辺、お伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 今までも、もみ殻やわらを燃やしたりすると、炎、煙が出て火災と紛らわしいということで届出をいただいているところです。よって、今回特に条例改正で何か変わるということではなく、今までも届出をいただいていますので、同じように届出をしていただくようお願いするものです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 私が勘違いしているのかどうか分かりませんが、今までわら燃やしは届出なしに、たき火はいけませんという範囲内ではあったと記憶していますが、それが今後はわら燃やしも届出をして燃やしてくださいということになるのかどうか、その辺、お伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 届出に関しては、消防本部で把握している部分、それから、例えば煙が出ていて煙いというような通報が来て消防車で行ったりし

ますが、そのときに、届出が出ていないときは火災と紛らわしいので届出が必要ですから、今後出してくださいということでお話ししております。

なお、例えばわらやもみ殻の焼却等については、決して行っては駄目だということではなくて、消防本部に届出しないとできないものではありませんが、煙、炎が出て、一般の方が見て火災と紛らわしいということで通報が来たりします。それから、気象状況によっては、風が強いときは控えてください、立会いはしてくださいというお願いをするなど、そういうことを指導しております。

○委員長（菊地 忍） 郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 農家のわら燃やしについては、確かに燃やしているところに、近くを通行した車から連絡があって、消防車が来たりしているというのは見受けます。

だから、その辺のところを、もう今後は一切届出をしなければ燃やせないというふうになるのかなと思うのですが、そうなるのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 農業残渣については、特に田んぼなどの焼却については、禁止されているものではなく、肥料として見込めるもの、それから害虫の防除というところで認められているところです。

よって、認められているので焼却される方がいるのですが、一般の方から見ると、たき火は駄目なのではないか、ごみを燃やしては駄目なのではないかということ、それから、近隣の住民の方ですと煙が流れてきて臭いというような通報が時々あります。やはりそういう場合は、苦情が入った時点で、現場に出向してそういうお話をして、風が強くて煙がまちのほうに流れて、苦情も来ているので、少し御遠慮いただけませんかという指導をする場合もあります。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 発令指標についてお聞きします。

前の本会議の中では、県内消防本部と併せて、独自のものを規則の中で決めるという答弁をいただいたと思うのですが、消防庁が示している、例えば前3日間の合計降水量が1ミリ以下、注意報の場合だとプラス乾燥注意報の発表という指標が例として示されているのですが、独自のものといいますとどういっ

た内容になるのでしょうか。具体的にもう決まっているのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 本市での林野火災注意報の発令基準については、仙台管区気象台から東部仙台に乾燥注意報と暴風警報の両方が発表されたときになります。林野火災警報の発令基準は、先ほど申し上げました注意報の基準、かつ顕著な少雨を気象庁が発表したとき、または市長が火災予防上、警戒上、危険であると認めたときということにしております。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） そうしますと、消防庁では降雨量というものを指標の中に含めていましたが、本市の中では降雨量は含めない、いわゆる乾燥、強風という風の指標という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 林野火災警報については、乾燥注意報、暴風警報のほかに前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下である場合、もしくは前3日間の合計降水量が1ミリ以下であり、なおかつ乾燥注意報が出ている場合、もしくは市長が認める場合ということで、降水量も含めて警報の発令基準に捉えているところです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか、大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 同じところで伺います。消防庁から示されている林野火災注意報、これだと前3日間の合計降水量が1ミリ以下、プラス前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または乾燥注意報。また市長が認めるというのはありますが、今の御答弁ですと、本市の場合それは林野火災警報になる。プラス暴風警報でしたか。

そうすると、消防庁よりも少し緩和されているという理解でよろしいのでしょうか。注意報はどういうものなのか、警報はどういうものなのか。その辺、もう一度確認させてください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長。

○予防課長（小関寿伸） 林野火災注意報にあっては、雨量は入っていませんが、乾燥注意報というところで捉えておりますので、あくまでも乾燥注意報と暴風警報を対象として林野火災注意報という発令基準を設定しているところで

す。

乾燥注意報、暴風警報が林野火災注意報でございますが、警報については、それに加えて、前3日間の合計降水量が1ミリ以下であり、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下である場合、もしくは前3日間の合計降水量が1ミリ以下であり、かつ乾燥注意報が出されている場合、または火災予防上、市長が認めた場合としております。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） そうすると、消防庁が示している発令指標の例と比べてみると、本市の発令指標は厳しいのではなく、消防庁が示しているよりも軽いという判断になるのでしょうか。その辺、指標の示し方が違うのですよね。林野火災警報は、消防庁だと強風注意報というものが入っている。でも、反対に厳しいのですかね。厳しいという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 今回の発令指標、国の指標の設定例でないというところですが、令和7年8月29日付の国からの通知を受けまして、注意報・警報の発令基準について県内11消防本部と検討いたしました。県内市町村消防本部で発令基準にばらつきがあると、山林、原野が市町村をまたいで立地している場合、発令する自治体と発令しない自治体が発生してしまうのは好ましくないとの判断から、県内統一した基準といたしました。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 第29条の8第3項で伺います。

対象となる区域を指定することができるということで、これは指定しますという答弁があったようですが、どこを指定するのかお尋ねいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 指定をしようとしている区域ですが、宮城県環境保全条例の指定をされている箇所、樽水・五社山県自然環境保全地域、仙台湾海浜県自然環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域の3か所になります。

○委員長（菊地 忍） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） この第29条の8は、気象の状況が林野火災の防止上、注

意を要するものと認めるときはということで、この地域で何か火を使うというか、先ほどの農業残渣なども考えられるのか、どういったことを考えられて指定されるのか。逆に、ここはしっかり火災を起こしてはいけない地域だからということで指定するものなのか、そこをお尋ねします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 先ほど申しあげました3か所ですが、平成17年に条例第29条第5号、山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないことの改正を行ったときに指定したものです。

今回の条例改正にあっても、林野火災の趣旨を踏まえまして、同区域が適正であると判断したことから指定をしたいと考えています。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） この条例の中では、努力義務というところと駄目だよというところがあり、火災警報の場合、罰則規定は定めていないのですが、それはどうなっているのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 林野火災警報におきましても罰則規定はありまして、消防法第22条に伴いまして罰則規定が適用されます。

○委員長（菊地 忍） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） それは消防法第22条でよろしいですか。30万円という数字でしょうか、確認をいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（角張邦博） 罰則規定にあつては消防法第44条の規定によるところです。

○委員長（菊地 忍） 答弁、消防長。

○消防長（星 有二） 補足させていただきます。

消防法第22条というのは、火災警報についての条例で、これに基づきまして、罰則規定として消防法第44条が適用され、これが30万円以下の罰金又は拘留となっております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 今回、この物件の取得に当たっては、市民活動支援センターの分館として利用するということですが、取得によって利用するに当たり、名取市市民公益活動拠点施設条例の下、運用されるかと思うのですが、この条例の内容で何か変更される点など、今後考えられるのかどうか。それとも、またこの条例に沿った運用になるのか、現在の条例関係をお伺いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、市民協働課長。

○市民協働課長（浅野美保子） 現在、この分館について本館の運用をそのまま準用するのかなど、そういう話についてはまだ決まっていないところです。そうなるかもしれないですし、また別なものになるかもしれないというような、現状はそういう状況です。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 分館のほうで2階を貸事務室にすると伺っていますが、これを何部屋とする予定なのか。大手町にあるプレハブの事務室分確保する予定なのかということについてお伺いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、市民協働課長。

○市民協働課長（浅野美保子） 御指摘の2階スペースは、前回、想定の中の一つということで貸事務室とお答えしたところです。実際、現地調査で御覧いただいで分かったと思うのですが、転用の難しい機械室が存在していたり、また利用ニーズをまだ把握していなかったりというところで、建物の構造や駐車スペースとの兼ね合い、警備の方法など、多方面からまだ検討を行っていかなくてはならないところがありました。今後、貸事務室という決めつけではなく活用方法を検討していきたいと考えているところであり、何部屋という想定も今のところはっきりとしたものは持ち合わせていないところです。

○委員長（菊地 忍） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） まだ検討している最中ということでしたが、既にこの分館の話を目にしている団体も多くいらっしゃいます。今後の活動に対しても影響を与えるものかなと思いますが、市民活動支援センターのほうで利用している団体に説明する機会は設ける予定でしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、市民協働課長。

○市民協働課長（浅野美保子） 令和7年12月定例会が終了した次の日、令和7年12月17日に、利用者懇談会ということで、説明の場、そして意見聴取の場を設けることを計画しております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） ただいまの御答弁の中で令和7年12月17日に説明、意見聴取の場を設けるということですが、どういった団体などを対象とされるのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、市民協働課長。

○市民協働課長（浅野美保子） こちらの利用者懇談会は、現在、市民活動支援センターの貸事務室を借りている団体の皆さんに、毎年お声がけして、次の年の利用の申請の方法などを確認しつつ、利用上の問題やよかった点とか、そういうことを意見交換する場としてあります。たまたま12月に計画しているということなので、そちらに参加して、現状をお話ししたいと思っております。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 実質的に廃止される施設の代替えみたいなことなので、

そちらをこれまで使っていた地域の団体などとも、これまでも介護長寿課のほうでも説明など行われてきたということですが、そういった地元に関連している団体を対象とした聞き取りの機会、それは今後どのようなスケジュールになっているのかお伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、市民協働課長。

○市民協働課長（浅野美保子） 今後のスケジュールというよりは今までの接触の機会なのですが、老人憩の家ではなく分館というふうに方向転換した後、地元の町内会連合会の役員の方にもまず2回接触して説明しています。

また、先日、令和7年12月7日の日曜日ですが、連合会の理事会があったので、そちらの場でも町内会長が集まっておりましたので、説明等させていただいたところです。

今後のスケジュールについては、適宜、情報交換などをするというところしかまだ決まっておりません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第97号、議案第102号及び議案第103号の3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時41分 散会

令和7年12月12日

総務消防常任委員会

委員長 菊地 忍